

子 発0731第2号
社援発0731第2号
老 発0731第4号
令和2年7月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

厚生労働省老健局長
(公印省略)

令和2年度社会福祉功労者に対する厚生労働大臣表彰の実施について

標記表彰につきましては、「社会福祉功労者厚生労働大臣表彰実施要領」
(以下、「実施要領」という。)に基づき、下記のとおり実施することといた
しましたので、被表彰候補者の推薦に向けて、管内市町村、社会福祉法人等
への周知方、よろしくお取り計らい願います。

なお、本年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、
推薦調書の厚生労働大臣への提出期限を、実施要領に定める期限に関わらず
8月14日とさせていただくとともに、例年、「全国社会福祉大会」において
実施している表彰式典につきましては、感染リスクの可能性等に鑑み、これを
中止することといたしましたので、併せて周知いただきますよう、よろしく
お願いいたします。

記

1 実施表彰名称

令和2年度社会福祉功労者に対する厚生労働大臣表彰

2 実施表彰区分

社会福祉功労者厚生労働大臣表彰実施要領による次の表彰区分

第1 民生委員・児童委員の表彰並びに民生委員優良活動団体の表彰
及び感謝状贈呈

第2 共同募金運動奉仕者及び奉仕団体の表彰

第3 社会福祉事業従事者等の表彰

第4 福祉事務所等職員及び生活保護指導職員等の表彰

第5 地域福祉活動功労者表彰

3 備考

2の表彰の他、「ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰及び感謝状贈呈要綱」によるボランティア功労者への表彰状の贈呈を実施。

社会福祉功労者厚生労働大臣表彰実施要領

第1 民生委員・児童委員の表彰並びに民生委員優良活動団体の表彰及び感謝状贈呈

1 趣旨

この表彰及び感謝状贈呈は、民生委員及び児童委員表彰規則（昭和35年厚生省令第34号）に基づき、民生委員・児童委員であって、職務に精励し、その功績が特に顕著であると認められるもの又は民生委員活動を積極的に行っている民生委員による団体であって、その活動が顕著であると認められるものに対して行うものであること。

2 被表彰者の範囲

(1) 民生委員・児童委員

昭和36年3月8日厚生省発社第79号厚生省社会局長児童局長連名通知「民生委員及び児童委員表彰規則の制定について」の表彰の範囲によること。

(2) 民生委員優良活動団体

ア 表彰

民生委員活動団体としての功績が顕著であって、その活動内容が先駆的又は模範的と認められ、10年以上継続して活動しているもの。

イ 感謝状贈呈

民生委員活動団体としての功績が顕著であって、その活動内容が先駆的又は模範的と認められ、5年以上継続して活動しているもの。

3 被表彰候補者の推薦

(1) 民生委員・児童委員

ア 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長（以下本要領中「都道府県知事等」という。）は、2の（1）に該当する者がいるときは、原則として次表に掲げる推薦人数以内の者を推薦すること。

現に民生委員・児童委員である者の数 (毎年4月1日現在)	推薦人数
1,000人未満	2人
1,000人以上 3,000人未満	3人
3,000人以上 5,000人未満	4人
5,000人以上 7,000人未満	5人
7,000人以上 9,000人未満	6人
9,000人以上	7人

イ 2の（1）に該当する者で、過去において民生委員・児童委員として褒章条例（明治14年太政官布告第63号）による藍綬褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは厚生労働大臣特別表彰を受けたものは除くこと。

ただし、昭和21年に方面委員永年勤続功労者として厚生大臣表彰を受けた者並びに昭和32年及び昭和49年に民生委員の永年勤続者として厚生大臣から感謝状を受けた者は、この限りでないこと。

ウ 推薦に当たっては、別紙様式1-1により厚生労働大臣表彰日現在で推薦調書（推薦順位を付すること。）を作成し、毎年7月31日までに地方厚生（支）局長に提出すること。

(2) 民生委員優良活動団体

ア 都道府県知事等は、2の(2)に該当する団体があるときは、2の(2)のア又はイのいずれかについて、原則として1団体を推薦すること。

イ 2の(2)のアに該当する団体で、過去において民生委員活動を行う団体として厚生労働大臣表彰を受けたものは除くこと。

また、2の(2)のイに該当する団体で、過去において民生委員活動を行う団体として厚生労働大臣表彰又は厚生労働大臣感謝状を受けたものは除くこと。

ウ 推薦に当たっては、別紙様式1-2により厚生労働大臣表彰日現在で推薦調書（推薦順位を付すること。）を作成し、毎年7月31日までに地方厚生（支）局長に提出すること。

4 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、3により推薦された候補者の中から地方厚生（支）局に設ける選考委員会において選考し、厚生労働大臣が決定するものとする。

地方厚生局における選考委員会の構成は、次のとおりとする。

地方厚生局長

地方厚生局健康福祉部長

地方厚生局総務課長

地方厚生局健康福祉部健康福祉課長

地方厚生支局における選考委員会の構成は、次のとおりとする。

地方厚生支局長

地方厚生支局総務管理官

地方厚生支局総務課長

地方厚生支局健康福祉課長

第2 共同募金運動奉仕者及び奉仕団体の表彰

1 趣旨

この表彰は、共同募金運動の推進のため共同募金運動の奉仕者又は奉仕団体として率先して活動を行っている者又は団体であって、その功績が特に顕著であると認められるものに対して行うものであること。

2 被表彰者の範囲

共同募金運動の奉仕者又は奉仕団体としてその功績が顕著であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、(1)にあつては原則として、過去において共同募金運動功労者として都道府県知事等から表彰を受けたもの。

(1) 地方分

ア 共同募金運動の推進のための奉仕者として、過去20年以上にわたり率先して活動を行い現在なお活躍中のもの。

イ 共同募金運動の推進のための奉仕者として、過去10年以上にわたり率先して活動を行い現在なお活躍中のものであつて、その活動が他の模範となるもの。

ウ 共同募金運動の推進のための奉仕団体として、過去10年以上にわたり率先して活動を行い現在なお活躍中のもの。

(2) 中央分

共同募金運動の推進のための奉仕団体として、全国的又は広域的な規模で過去10年以上にわたり率先して活動を行い、現在なお活躍中のもの。

3 被表彰候補者の推薦

(1) 都道府県知事等は、2の(1)のア又はイに該当する者がいるときは2人以内を、同ウに該当する団体があるときは1団体をそれぞれ推薦すること。

(2) 社会福祉法人中央共同募金会会長は、2の(2)に該当する団体があるときは、3団体以内の団体を推薦すること。

(3) 2に該当するもので、共同募金運動奉仕者又は奉仕団体として過去において厚生労働大臣表彰を受けたものは除くこと。

(4) 推薦に当たっては、別紙様式2-1(2の(1)のウ及び同(2)については別紙様式2-2)により厚生労働大臣表彰日現在でそれぞれ推薦調書(推薦順位を付すること。)を作成し、毎年7月31日までに厚生労働大臣に提出すること。

4 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、3により推薦された候補者の中から厚生労働省に設ける選考委員会において選考し、厚生労働大臣が決定するものとする。

選考委員会の構成は、次のとおりとする。

社会・援護局長

社会・援護局総務課長

大臣官房人事課長

大臣官房総務課長

第3 社会福祉事業従事者等の表彰

1 趣旨

この表彰は、社会福祉事業に永年従事している者であって、その功績が特に顕著であると認められるものに対して行うものであること。

2 被表彰者の範囲

社会福祉事業の発展向上に顕著な功績があり、原則として過去において社会福祉事業功労者として都道府県知事等から表彰を受けた者であって、次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 社会福祉事業の従事者として、原則として過去20年以上にわたりその業務に精励し、現に在職しているもの。
- (2) 社会福祉事業関係団体の役員等として、原則として過去20年以上にわたり社会福祉事業の発展のために貢献し、現在なお活躍中のもの。

3 被表彰候補者の推薦

- (1) 都道府県知事等は、2に該当する者があるときは、原則として東京都においては8人以内を、その他の道府県においては6人以内を、指定都市においては5人以内を、中核市においては4人以内をそれぞれ推薦すること。
- (2) 2に該当する者で、過去において社会福祉事業従事者等として褒章条例による藍綬褒章若しくは黄綬褒章又は厚生労働大臣表彰を受けたものは除くこと。
- (3) 推薦に当たっては、別紙様式3-1(2の(2))については別紙様式3-2により厚生労働大臣表彰日現在でそれぞれ推薦調書(推薦順位を付すること。)を作成し、毎年7月31日までに厚生労働大臣に提出すること。

4 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、3により推薦された候補者の中から厚生労働省に設ける選考委員会において選考し、厚生労働大臣が決定するものとする。

選考委員会の構成は、次のとおりとする。

子ども家庭局長
社会・援護局長
社会・援護局障害保健福祉部長
老健局長
子ども家庭局総務課長
社会・援護局総務課長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
老健局総務課長
大臣官房人事課長
大臣官房総務課長

第4 福祉事務所等職員及び生活保護指導職員等の表彰

1 趣旨

この表彰は、福祉事務所、身体障害者更生相談所、婦人相談所、児童相談所及び知的障害者更生相談所（以下「福祉事務所等」という。）の職員として地域社会の人々の福祉の向上に特に顕著な功績があると認められる者又は生活保護行政の適正な運営のため永年にわたって尽力し、その業績が特に顕著であると認められる者に対して行うものであること。

2 被表彰者の範囲

(1) 福祉事務所等職員

福祉事務所等の職員のうちアに掲げる職種に従事する職員としての功績が特に顕著であって、イからエまでの要件に該当するもの。

ア 表彰対象職種

	職 種
福祉事務所	(ア) 査察指導員 (イ) 身体障害者福祉司 (ウ) 知的障害者福祉司 (エ) 老人福祉指導主事（老人福祉法第6条の規定に基づき設置された者） (オ) 家庭児童福祉主事（昭和39年4月22日厚生省発児第92号厚生事務次官通知「家庭児童相談室の設置運営について」別紙6の1に基づき設置された者） (カ) 現業員 以上の職種については、それぞれの他の職種との兼務者を含むものとする。以下、各相談所についても同じ。
身体障害者更生相談所	(ア) 身体障害者福祉司 (イ) 心理判定員 (ウ) 職能判定員 (エ) ケースワーカー (オ) 看護師、保健師 (カ) その他の専門職員
婦人相談所	(ア) 相談指導員 (イ) 判定員 (ウ) 指導員 (エ) 看護師
児童相談所	(ア) 児童福祉司 (イ) 相談員 (ウ) 児童心理司 (エ) 看護師、保健師 (オ) 保育士 (カ) 児童指導員 (キ) その他の専門職員
知的障害者更生相談所	(ア) 知的障害者福祉司 (イ) 心理判定員 (ウ) 職能判定員 (エ) ケースワーカー (オ) 看護師、保健師 (カ) その他の専門職員

イ アに掲げる職員としての在職年数が通算して10年以上の者であって、現にこれらの職にあるもの（現在、福祉事務所等の所長、次長、課長等の職にある者を含む。）。

ウ 年齢35歳以上の者。

エ 地域社会の人々の福祉の向上に顕著な功績を挙げ、あるいは日常業務を進めていく上で創意工夫を重ねる等、他の職員の模範となるもの。

(2) 生活保護指導職員等

次のア又はイのいずれかに該当する者。

ア 生活保護指導職員として生活保護主管課において指導監督業務に通算して10年以上従事し、その業績が特に顕著である職員。

イ 生活保護主管課に在職して、生活保護指定医療機関等の指導監督業務に通算して10年以上（ただし、他の業務と兼務の場合は15年以上）従事し、その業績が顕著である医系職員又はこれと同等以上の功績があると認められる嘱託医（福祉事務所嘱託医については通算15年以上の者）。

3 被表彰候補者の推薦

(1) 福祉事務所等職員

ア 都道府県知事等は、2の(1)に該当する者があるときは、原則として次表に掲げる推薦人数以内の者を推薦すること。

現に表彰対象職種にある者の数 (毎年4月1日現在)		推薦人数
200人以上	200人未満	1人
500人以上	500人未満	2人
1,000人以上	1,000人未満	3人
1,500人以上	1,500人未満	4人
2,000人以上	2,000人未満	5人
		6人

イ 2の(1)に該当する者で、過去において福祉事務所等職員として褒章条例による黄綬褒章又は厚生労働大臣表彰を受けたものは除くこと。

ウ 推薦に当たっては、別紙様式4-1により厚生労働大臣表彰日現在で推薦調書（推薦順位を付すること。）を作成し、毎年7月31日までに厚生労働大臣に提出すること。

(2) 生活保護指導職員等

ア 都道府県知事及び指定都市の市長にあつては2の(2)に該当する者があるとき、中核市の市長にあつては2の(2)のイに該当する者があるときは、それぞれ別紙様式4-2により厚生労働大臣表彰日現在で推薦調書（推薦順位を付すること。）を作成し、毎年7月31日までに厚生労働大臣に提出すること。

イ 2の(2)に該当する者で、過去において生活保護指導職員等として褒章条例による黄綬褒章又は厚生労働大臣表彰を受けたものは除くこと。

4 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、3により推薦された候補者の中から厚生労働省に設ける選考委員会において選考し、厚生労働大臣が決定するものとする。

2の(1)に該当する候補者についての選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- 子ども家庭局長
- 社会・援護局長
- 社会・援護局障害保健福祉部長
- 子ども家庭局総務課長
- 社会・援護局総務課長
- 社会・援護局障害保健福祉部企画課長
- 大臣官房人事課長
- 大臣官房総務課長

2の(2)に該当する候補者についての選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- 社会・援護局長
- 社会・援護局総務課長
- 大臣官房人事課長
- 大臣官房総務課長

第5 地域福祉活動功労者表彰

1 趣旨

この表彰は、自治会、町内会等の町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本要領中「地縁による団体」という。）の役員として、永年地域福祉活動を率先して行っている者であってその功績が特に顕著であると認められるものに対して行うものであること。

2 被表彰者の範囲

地縁による団体の役員として地域福祉活動を率先して行っている者であって、その功績が特に顕著なものとして、以下に該当し、かつ原則として、過去において地域福祉活動功労者として都道府県知事等から表彰を受けたもの。

ただし、主たる活動が他の大臣表彰制度の対象とする分野である場合を除く。

- (1) 地縁による団体の役員として、地域福祉の推進のために過去20年以上にわたり率先して活動を行い、現在なお活躍中のもの。
- (2) 年齢50歳以上の者。

3 被表彰候補者の推薦

- (1) 都道府県知事等は、該当する者があるときは次表に掲げる推薦人数以内の者を推薦すること。

厚生労働大臣表彰日の属する年度の4月1日現在の管内人口（指定都市及び中核市の管内の人口を除く。）	推薦人数
200万人未満	1人
200万人以上 500万人未満	2人
500万人以上 1000万人未満	3人
1000万人以上	6人

(注) 人口は、都道府県（指定都市及び中核市の区域を除く。）、指定都市及び中核市ごとの区分とする。

- (2) 2に該当する者で、過去において厚生労働大臣表彰を受けた者は除くこと。
- (3) 推薦に当たっては、別紙5により厚生労働大臣表彰日現在でそれぞれ推薦調書（優先順位を付すこと）を作成し、毎年7月31日までに厚生労働大臣に提出すること。

4 表彰者の決定

被表彰者の決定は、3により推薦された候補者の中から厚生労働省に設ける選考委員会において選考し、厚生労働大臣が決定するものとする。

選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- 社会・援護局長
- 社会・援護局総務課長
- 社会・援護局地域福祉課長
- 大臣官房人事課長
- 大臣官房総務課長

第6 共同募金運動奉仕者及び奉仕団体の特別表彰

1 趣旨

この表彰は、共同募金運動発足後の節目に当たり、これまで共同募金運動の推進のため、共同募金運動の奉仕者又は奉仕団体として率先して活動を行っている者又は団体であって、その功績が特に顕著であると認められるものに対して行うものであること。

2 被表彰者の範囲

共同募金運動の奉仕者又は奉仕団体としてその功績が顕著であって、次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 共同募金運動の推進のための奉仕者として、過去30年以上にわたり率先して活動を行い現在なお活躍中のもの。
- (2) 共同募金運動の推進のための奉仕者として、過去20年以上にわたり率先して活動を行い現在なお活躍中のものであって、その活動が他の模範となるもの。
- (3) 共同募金運動の推進のための奉仕団体として、過去20年以上にわたり率先して活動を行い現在なお活躍中のもの。

3 被表彰候補者の推薦

- (1) 都道府県知事等は、2に該当するものがあるときは、別紙様式6-1(2の(3))については別紙様式6-2)により厚生労働大臣表彰日現在で推薦調書(推薦順位を付すること。)を作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出すること。
- (2) 2に該当するもので、過去において共同募金運動奉仕者又は奉仕団体として厚生労働大臣表彰を受けたものは除くこと。

4 表彰者の決定

被表彰者の決定は、3により推薦された候補者の中から厚生労働省に設ける選考委員会において選考し、厚生労働大臣が決定するものとする。

選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- 社会・援護局長
- 社会・援護局総務課長
- 大臣官房人事課長
- 大臣官房総務課長

第7 児童福祉事業功労者の特別表彰及び功労団体への感謝状贈呈

1 趣旨

この表彰は、児童福祉法制定後の節目に当たり、これまで児童福祉事業（母子福祉事業及び母子保健事業を含む。以下同じ。）に従事し、児童福祉に関する功績が特に顕著であると認められる者に対して、感謝状贈呈は、児童福祉の発展向上に尽力又は貢献し、その功績が顕著であると認められる団体に対して行うものであること。

2 被表彰者の範囲

(1) 児童福祉事業功労者

ア 地方分

児童福祉に関する功績が特に顕著であって、過去においてその功労者として都道府県知事等から表彰を受けた者（次の（オ）に掲げる者を除く。）のうち、次の（ア）から（カ）までのいずれかに該当するもの。

(ア) 児童福祉施設等の職員

児童福祉施設、母子福祉施設若しくは母子保健施設等の施設長その他の職員であって、原則として過去20年以上児童福祉事業に従事し、特に他の者の規範となると認められる者であって、現在なおその職務に従事しているもの。

(イ) 児童福祉事業関係団体の役職員

児童福祉事業団体の役員又は職員として、原則として過去20年以上児童福祉事業の発展のために貢献し、現在なお活躍中のもの。

(ウ) 里親

里親であって、過去20年以上にわたり委託児童の養育等に従事し、その成果が他の者の模範となると認められるもの。

(エ) 児童福祉審議会等の委員

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項及び第3項の規定に基づき、地方公共団体に設置される児童福祉審議会（同条第1項ただし書きの規定により、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合にあつては、地方社会福祉審議会）等の委員（関係行政機関の職員である者を除く。）であって、過去における就任期間が10年以上あるもの。

(オ) 児童福祉関係行政機関の職員

児童相談所、福祉事務所、家庭児童相談室の関係行政機関に在職する児童福祉司、相談員、児童心理司、看護師、保健師、保育士、児童指導員、ケースワーカー、母子・父子自立支援員（母子相談員及び母子自立支援員を含む。）、家庭相談員等（現在、児童相談所、福祉事務所、家庭児童相談室の所長、次長、課長等の職にある者を含む。）であって、児童福祉事業に関する業務に通算して10年以上従事している者で、業務を通じ地域社会の人々の福祉の向上に顕著な功績を挙げ、あるいは日常業務を進めていく上で創意工夫を重ねる等、他の職員の模範となるもの（年齢35歳以上の者に限る。）。

(カ) 上記（ア）から（オ）までに掲げる者と同等と認められる功績を有す

る者

イ 中央分

児童福祉事業に関する功績が特に顕著な者であって、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当するもの。

（ア）全国を対象として児童福祉事業を実施している団体の役員又は職員であって、原則として過去20年以上児童福祉事業の発展のために貢献し、現在なお活躍中のもの。

（イ）2以上の都道府県にわたって、児童福祉施設等を設置経営している団体の役職員（児童福祉施設等の職員を除く。）であって、過去20年以上児童福祉事業の発展のために貢献し、現在なお活躍中のもの。

（ウ）上記（ア）又は（イ）に掲げる者と同等と認められる功績を有する者。

（2）児童福祉事業功労団体

全国的又は広域的規模で児童福祉事業の推進に寄与し、その功績が顕著であると認められる団体であって、5年以上の事業歴があり、現在なお活動中のもの。

ただし、過去において児童福祉事業功労団体として厚生労働大臣表彰又は感謝状を受けたものは除くこと。

3 被表彰候補者の推薦又は選定

（1）都道府県知事等は、2の（1）のアに該当する者があるときは、原則として都道府県においては次表に掲げる推薦人数以内の者を、指定都市においては3人以内を、中核市においては1人以内をそれぞれ推薦すること。

厚生労働大臣表彰日の属する年度の4月1日現在の管内人口（指定都市及び中核市の管内の人口を除く。）		推薦人数
100万人未満		3人
100万人以上	200万人未満	4人
200万人以上	300万人未満	5人
300万人以上	400万人未満	6人
400万人以上	500万人未満	7人
500万人以上	600万人未満	8人
600万人以上	700万人未満	9人
700万人以上	800万人未満	10人
800万人以上	900万人未満	11人
900万人以上	1,000万人未満	12人
1,000万人以上		15人

（2）2の（1）のイに該当する者については、厚生労働省において選定するが、特に都道府県知事等がこれに該当すると認める者があるときは、地方分とは別に厚生労働省に連絡すること。

（3）2の（1）に該当する者で、過去において児童福祉事業者として褒章条例による藍綬褒章若しくは黄綬褒章又は厚生労働大臣表彰を受けたものは除くこと。

（4）推薦に当たっては、別紙様式7-1～7-5により厚生労働大臣表彰日現

在で推薦調書（推薦順位を付すること。）を作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出すること。

（５）２の（２）に該当する団体の選定は厚生労働省において行うものであること。

４ 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、３により推薦又は選定された候補者の中から厚生労働省に設ける選考委員会において選考し、厚生労働大臣が決定するものとする。

選考委員会の構成は、次のとおりとする。

子ども家庭局長

子ども家庭局総務課長

大臣官房人事課長

大臣官房総務課長

第8 母子・父子自立支援員の特別表彰

1 趣旨

この表彰は、現在の母子及び父子並びに寡婦福祉法の前身である母子福祉資金の貸付等に関する法律制定後の節目に当たり、多年母子・父子自立支援員（母子相談員及び母子自立支援員を含む。以下同じ。）としてその業務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者に対して行うものであること。

2 被表彰者の範囲

母子・父子自立支援員として、人格、見識共に優れ、その功績が特に顕著であって、次の各号に該当するもの。

- (1) 旧母子福祉資金の貸付等に関する法律第15条又は母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に規定する母子・父子自立支援員としての従事年数が通算して20年以上であって、現に在職しているもの。
- (2) 過去において、厚生労働大臣から感謝状を受けたもの。

3 被表彰候補者の推薦

- (1) 都道府県知事等は、2に該当する者があるときは、別紙様式8により厚生労働大臣表彰日現在で推薦調書（推薦順位を付すること。）を作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出すること。
- (2) 被表彰者に該当する者で、過去において褒章条例による藍綬褒章又は黄綬褒章を受けたもの及び母子・父子自立支援員として厚生労働大臣表彰を受けたものは除くこと。

4 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、3により推薦された候補者の中から厚生労働省に設ける選考委員会において選考し、厚生労働大臣が決定するものとする。

選考委員会の構成は、次のとおりとする。

子ども家庭局長
子ども家庭局総務課長
大臣官房人事課長
大臣官房総務課長